

泉大津市議会基本条例運用基準

1 趣旨

この基準は、泉大津市議会基本条例（平成26年泉大津市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

2 政策討論会

条例第10条に規定する政策討論会の運用等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政策討論会は、適宜開催する。
- (2) 参加対象は、全議員とする。
- (3) テーマは、議員から議長へ申し入れを行う。
- (4) 開催の可否については、議長が判断する。
- (5) 政策討論会の構成は、議長がテーマ等を考慮しその都度判断する。
- (6) 全議員の一致による合意形成が図れた意見については、常任委員会で詳細を決め、政策提言を行う。
- (7) 必要があると認めた時は、専門家の出席を求めることができる。

3 意見交換会

条例第14条に規定する意見交換会の運用等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会の開催は、年1回以上行うものとする。
- (2) 意見交換会の開催、申込等については、議会日より、広報紙その他ホームページ等において周知を行う。
- (3) 意見交換会の時間は90分程度とする。
- (4) 意見交換会のテーマは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ① 市政に関すること
 - ② 市議会に関すること
 - ③ その他必要と認める事項
- (5) メンバーはテーマにより編成する。但し、メンバーは全議員を対象とする。
- (6) 市民グループや団体から意見交換会の要望がある場合は、出向き意見交換会を開催する。
 - ① 原則として市内に在住するおおむね10人以上の者で構成される市民グループや団体から要望がある場合は、議長は議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは意見交換会を開催する。
 - ② 意見交換会の申し込みについては、開催希望日のおおむね3週間前までに、泉大津市議会「意見交換会」申込書を議長に提出するものとする。
 - ③ 開催日時・場所・形式等については、申込書に基づき、協議の上決定する。ただし、市議会、委員会、公務等の日程が重なる場合はこの限りではない。
 - ④ 意見交換会の実施場所は、原則市内に限るものとする。
 - ⑤ 意見交換会の申し込みがあったときは、実施の可否を決定し、泉大津市議

会意見交換会実施通知書により申込者に通知するものとする。

- (7) (6)に掲げるもののほか、議長は議員から申し入れのあったテーマを議会運営委員会に諮り、市民を対象にした意見交換会を開催することができる。ただし、その場合も、(2)から(5)までの規定を準用する。

4 出前講座・子ども議会等

条例第16条に規定する出前講座、子ども議会等の運用等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政治に対する関心を高めるための取り組みを、学校、教育委員会と連携をしながら協議を重ね、共通認識をもって推進する。
- (2) 小学生の議場見学時、議員による説明を実施する。
- (3) 小学校高学年を対象に出前講座を適宜実施する。
- (4) 中学校生徒会サミット等の開催時は、議場の提供を含めあらゆる面でサポートする。

5 反問権

条例第19条に規定する反問権の運用等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 反問は質問の主旨確認及び論点整理についてのみ行える。
- (2) 反問権の行使については議長の許可を得る必要がある。
- (3) 反問権を行使できるのは市長及び教育長ならびに議場出席者とする。
- (4) 反問権を行使できるのは、本会議における一般質問、議案質疑、緊急質問に限る。
- (5) 反問権を行使できる回数は、一質問（テーマ）につき1回のみとする。
- (6) 反問に対する回答は、議員の質問時間及び質問回数に含まない。
- (7) 反問に対して、議員は答えなければならない。
- (8) 反問の内容がそぐわない場合は、議長は制止することができる。

6 市長による政策等の形成過程の説明

条例第20条に規定する市長による政策等の形成過程の説明については、以下の(1)から(8)の説明を統一書式にて求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 関係する法令及び条例
- (5) 財源措置
- (6) 将来負担すべき経費
- (7) 将来にわたる効果
- (8) 市民参加の有無とその内容

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月8日から施行する。